

実務者研修とは

「実務者研修」は、平成27年度からの介護福祉士試験を受験しようとする実務者に対して受講が義務づけられるものであり、幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の修得に加え、医療的ケアに関する知識及び技能の習得を目的としており、平成24年度以降に初めて介護等の業務に従事する者が、早期の段階から働きながら数年間かけて少しずつ受講できるよう、平成24年度から実施されるもの。

実務者研修について

(1)到達目標

幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の修得。
今後の制度改正や新たな課題・技術・知見を自ら把握できる能力の獲得。

(2)主な教育内容

社会福祉制度(介護保険ほか)
認知症の理解・いりょうの知識
障害の理解
介護技術・介護過程
たんの吸引、経管栄養 など

(3)面接授業について

面接授業の時間数は、最低限「45時間(：ケーススタディ(応用的な事例を用いて実践力を養成する)、
介護技術の評価、通信教育等で修得した知識の修得度確認)+ (：医療的ケアのうち演習)」。
他の学校・養成施設、介護実習 を行う施設・事業所に実施させることが可能。

(3)通信課程での評価

科目ごとにレポート(課題)を提出し、添削指導、評価。

実務者研修のメリット

実務者研修を受講すると・・・

介護福祉士国家試験（実技試験）が免除されます。

介護福祉士資格取得後に都道府県が行う「喀痰吸引等研修」を受講する必要はありません。

ただし、喀痰吸引等の実施のためには「実地研修」を修了することが必要です。

実務では習得しにくい体系的な医学知識、制度の知識、介護過程の展開、認知症などについて学ぶことができ、スキルアップにもなります。

養成体系見直しのポイント

- 1 介護人材の養成体系を整理し「初任者研修修了者 介護福祉士 認定介護福祉士」をキャリアパスの基本とする。
現在のホームヘルパー2級を「初任者研修」と位置付け。在宅・施設を問わず、介護職として働く上で基本となる知識・技術を修得する研修とする。
介護職員基礎研修は、実務者研修に一本化。
- 2 **実務者研修は、以下のように見直し。**
(注)19年法改正により、国家試験を受験する実務経験者に義務付けられた研修
 - ア **研修時間は450時間**
実務者研修の目標は、幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の修得。
研修に負担感を持つ者も多い現状を踏まえ、現場職員の意欲を減退させない配慮も必要であること等から、研修目標は維持しつつ、時間数を見直し。(19年法改正時は600時間を想定)
 - イ **働きながらも研修を受講しやすい環境を整備**
通信教育の活用、身近な地域で研修を受講できるための環境整備、過去に受講した研修(ホームヘルパー2級等)を読み替える仕組み、受講費用の支援 等
 - ウ **施行を3年間延期(24 27年度)** (28年1月予定の試験から適用)
- 3 介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの施行を3年間延期(24 27年度)
(28年1月予定の試験から適用)
- 4 介護福祉士資格取得者がステップアップできるよう、認定介護福祉士(仮称)の仕組みづくりを進める。